

(別紙)

船員法等関連法令違反船舶所有者(令和4年度第3／四半期(令和4年10月～12月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (管轄局)
令和5年2月10日	第五十八 丸光丸	押船	株式会社丸光商事 (法人番号:9330001011 500) 代表取締役 山田 勝利	熊本県 玉名市	令和4年10月4日	発航前の検査や 適切な航海当直 等に関する違反 事実を確認した ため。	戒告処分 (船員法第8条、 第14条の4等)	九州運輸局

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。  
なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。